

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	平成23年 8月12日
【会社名】	株式会社ソフトフロント
【英訳名】	Softfront
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 阪口 克彦
【本店の所在の場所】	札幌市中央区北 9 条西15丁目28番地196
【電話番号】	代表 011(623)1001
【事務連絡者氏名】	取締役財務・管理統括担当 佐藤 健太郎
【最寄りの連絡場所】	札幌市中央区北 9 条西15丁目28番地196
【電話番号】	代表 011(623)1001
【事務連絡者氏名】	取締役財務・管理統括担当 佐藤 健太郎
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 3,351,920円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 251,027,920円

(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

第15期第1四半期に係る四半期報告書を平成23年8月12日に北海道財務局長へ提出したことに伴い、平成23年7月29日に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、当該四半期報告書を組込情報とすること、「第三部 追完情報 1. 事業等のリスクについて」を訂正すること、並びに「第三部 追完情報 3. 最近の業績の概要」を削除することの訂正を行うため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

なお、割当予定先のOakキャピタル株式会社が第151期第1四半期に係る四半期報告書を平成23年8月5日に関東財務局長へ提出したことに伴い、「第一部 証券情報 第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」の記載事項の訂正も合わせて行っております。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

第三部 追完情報

第四部 組込情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(訂正前)

a. 割当予定先の概要	名称	Oakキャピタル株式会社	
	本店の所在地	東京都港区赤坂八丁目10番24号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第150期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)	平成23年6月30日提出
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。	
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	当社と割当予定先とは、平成23年6月23日付でアドバイザー契約(契約金額14百万円)を締結しており、当社は、割当予定先に対し、当社の事業拡大のための資本政策、成長戦略策定及び顧客・事業提携先の紹介等に関するアドバイザー業務を委託しております。	

<後略>

(訂正後)

a. 割当予定先の概要	名称	Oakキャピタル株式会社	
	本店の所在地	東京都港区赤坂八丁目10番24号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第150期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)	平成23年6月30日提出
		四半期報告書 第151期第1四半期(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)	平成23年8月5日提出
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。	
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	当社と割当予定先とは、平成23年6月23日付でアドバイザー契約(契約金額14百万円)を締結しており、当社は、割当予定先に対し、当社の事業拡大のための資本政策、成長戦略策定及び顧客・事業提携先の紹介等に関するアドバイザー業務を委託しております。	

<後略>

第三部【追完情報】

（訂正前）

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第14期事業年度）に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降本有価証券届出書提出日（平成23年7月29日）までの間に生じた変更その他の事由は以下のとおりであります。以下に掲げた内容は、有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」の追加箇所を記載したものであり、当該箇所に下線を付しております。

なお、有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成23年7月29日）現在においてもその判断に変更はなく、また、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成23年7月29日）現在において当社が判断したものであります。

4「事業等のリスク」

～ 略

既存株主の議決権の希薄化に関わるリスク

平成23年7月29日開催の当社取締役会において、Oakキャピタル株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。当社の総議決権数は92,002個（直前の基準日である平成23年3月31日現在）であり、第三者割当により同社に割り当てる新株予約権の目的である株式の総数5,720株に係る議決権数は5,720個であります。このため、当社の議決権総数に対する希薄化率は6.22%（発行後及び行使後の総議決権数に占める割合は5.85%）となり、本新株予約権が行使された場合には、既存株主の議決権の希薄化につながることになります。

しかしながら、当社の将来の発展を目的とする、研究開発資金に充当することにより業績向上が図れることなどから、今回の資金調達については、中長期的な視点から今後の安定的な会社運営を行っていくために必要な資金調達であり、本新株予約権の発行数量及びこれによる議決権の希薄化の規模はかかる目的達成のうえで、合理的であると判断しております。

大株主の変動による経営への影響について

平成23年7月29日開催の当社取締役会において、Oakキャピタル株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。当該新株予約権が全て行使された場合には、同社は、当社の議決権総数の5.85%を占める大株主となります。しかしながら、同社より、本新株予約権及びその行使により取得する当社株式を、当社の業務を支援し企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨、及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う旨の確認書を受領しております。

資金調達に関わるリスク

当社は平成23年7月29日開催の当社取締役会において、研究開発資金の確保を目的として、Oakキャピタル株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。当該新株予約権については、その性質上、行使価額が市場株価を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり得、そのような状況が継続する場合には、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があります。その場合には、研究開発計画の見直しを行うとともに、別途資金調達の検討を進める必要があります。

2. 臨時報告書の提出

<省略>

3. 最近の業績の概況

<省略>

(訂正後)

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第14期)及び四半期報告書(第15期第1四半期)(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成23年8月12日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在においても、その判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2. 臨時報告書の提出

<省略>

「3. 最近の業績の概要」の全文削除

第四部【組込情報】

(訂正前)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第14期)	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成23年6月28日 北海道財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	--------------------------

<後略>

(訂正後)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第14期)	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成23年6月28日 北海道財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第15期第1四半期)	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	平成23年8月12日 北海道財務局長に提出

<後略>

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月11日

株式会社ソフトフロント

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 向 眞 生 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 嶋 原 泰 貴 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソフトフロントの平成23年4月1日から平成23年6月30日までの第15期事業年度の第1四半期会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ソフトフロントの平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

注記事項「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は、平成23年7月29日開催の取締役会において、第三者割当による新株予約権の募集を行うことを決議している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。